

特 別 支 援 教 育 就 学 奨 励 費 負 担 割 合 一 覧

区 分				特 別 支 援 学 校															小・中学校						
				幼 稚 部			小 学 部			中 学 部			高 等 部									特別支援学級		通常の学級 (令22条の3)	
													本 科・別 科						専 攻 科						
													I	II	III	I	II	III	I	II	III				
教科用図書購入費				－	－	－	－	－	－	－	－	－	10/10	10/10	10/10	10/10	10/10	10/10	－	－	－	－			
学 校 給 食 費				10/10	1/2	－	10/10	1/2	－	10/10	1/2	－	10/10	1/2	－	10/10	1/2	－	1/2	－	1/2	－			
交 通 費	通 学 費	本人経費		10/10	10/10	10/10	10/10	1/2	1/2	10/10	1/2	1/2	10/10	1/2	10/10	10/10	1/2	－	10/10	1/2	10/10	1/2			
							1/2	1/2		1/2	1/2		1/2												
		付 添 中		10/10	10/10	10/10	1～3年 10/10	1～3年 1/2	1～3年 1/2		(肢重) 10/10	(肢重) 10/10	(肢重) 10/10		(肢重) 10/10	(肢重) 10/10	(肢重) 10/10	(肢重) 10/10	(肢重) 1/2	－	－	－	－		
							4～6年 (肢重) 10/10	4～6年 (肢重) 10/10	4～6年 (肢重) 10/10																
		付添いのため		10/10	10/10	10/10	1～3年 10/10	1～3年 10/10	1～3年 10/10	(肢重) 10/10	(肢重) 10/10	(肢重) 10/10	(肢重) 10/10	(肢重) 10/10	(肢重) 10/10	(肢重) 10/10	(肢重) 10/10	(肢重) 1/2	－	－	－	－	－		
							4～6年 (肢重) 10/10	4～6年 (肢重) 10/10	4～6年 (肢重) 10/10																
	通 帰 費	本人	1～3回	10/10	10/10	10/10	10/10	1/2	1/2	10/10	1/2	1/2	10/10	1/2	10/10	10/10	1/2	－	－	－	－	－			
							1/2	1/2		1/2	1/2		1/2												
		4～39回	10/10	10/10	10/10	10/10	10/10	10/10	10/10	10/10	10/10	10/10	10/10	10/10	10/10	10/10	1/2	－	－	－	－	－			
		省 費	1/3回 付 添 中	10/10	10/10	10/10	10/10	1/2	1/2	10/10	1/2	1/2	(肢重) 10/10	(肢重) 10/10	(肢重) 10/10	(肢重) 10/10	(肢重) 10/10	(肢重) 1/2	－	－	－	－	－		
								1/2	1/2		1/2	1/2													
	付 添 い の た め		10/10	10/10	10/10	10/10	10/10	10/10	10/10	10/10	10/10	10/10	10/10	10/10	10/10	10/10	1/2	－	－	－	－	－			
	4～39回	10/10	10/10	10/10	10/10	10/10	10/10	10/10	10/10	10/10	10/10	10/10	10/10	10/10	10/10	1/2	－	－	－	－	－				
職場実習費（交通費）			－	－	－	－	－	－	10/10	10/10	1/2	10/10	10/10	1/2	10/10	1/2	－	(中学校) 10/10	(中学校) 1/2	(中学校) 10/10	(中学校) 1/2				
交流及び共同学習費			10/10	10/10	1/2	10/10	10/10	1/2	10/10	10/10	1/2	10/10	10/10	1/2	－	－	－	10/10	1/2	10/10	1/2				
寄 宿 舎 住 居 費	寝具購入費	10/10	1/2	－	10/10	1/2	－	10/10	1/2	－	10/10	1/2	－	－	－	－	－	－	－	－	－				
		日用品等購入費	10/10	1/2	－	10/10	1/2	－	10/10	1/2	－	10/10	1/2	－	10/10	1/2	－	－	－	－	－				
		食費	10/10	1/2	－	10/10	1/2	－	10/10	1/2	－	10/10	1/2	－	10/10	1/2	－	－	－	－	－				
学 修 行 費	修 学 旅 行 費	本人経費	－	－	－	10/10	1/2	－	10/10	1/2	－	10/10	1/2	－	－	－	－	1/2	－	1/2	－				
		付添人経費	－	－	－	(肢重) 10/10	(肢重) 1/2	－	(肢重) 10/10	(肢重) 1/2	－	(肢重) 10/10	(肢重) 1/2	－	－	－	－	－	－	－	－				
	校外活動等参加費	本人経費	10/10	1/2	－	10/10	1/2	－	10/10	1/2	－	10/10	1/2	－	－	－	－	1/2	－	1/2	－				
		付添人経費	10/10	1/2	－	1～3年 10/10	1～3年 1/2	－	(肢重) 10/10	(肢重) 1/2	－	(肢重) 10/10	(肢重) 1/2	－	－	－	－	－	－	－	－				
	職場実習宿泊費			－	－	－	－	－	－	－	－	10/10	1/2	－	10/10	1/2	－	－	－	－	－				
学 用 品 購 入 費	学用品・通学用品購入費		10/10	1/2	－	10/10	1/2	－	10/10	1/2	－	10/10	1/2	－	(ICT) 10/10	(ICT) 10/10	(ICT) 10/10	－	－	－	1/2	－			
	新入学児童・生徒学用品・通学用品購入費		－	－	－	10/10	1/2	－	10/10	1/2	－	10/10	1/2	－	－	－	－	1/2	－	1/2	－				
オンライン学習通信費				－	－	－	10/10	－	－	10/10	－	－	10/10	－	－	10/10	－	－	(支 弁 区分Ⅰ) 1/2	－	(支 弁 区分Ⅰ) 1/2	－			

※ 1 網掛け（ ）の欄は、負担金分を示し、その他の欄は、補助金分を示す。交付金分は、負担金分と補助金分を合わせた分である。
2 表中「令22条の3」は、学校教育法施行令第22条の3に規定する障害の程度に該当する児童生徒が対象である。
3 表中「Ⅰ」、「Ⅱ」及び「Ⅲ」は、保護者の経済的負担能力による区分である。
4 表中「肢」は肢体不自由の児童・生徒、「重」は重度・重複障害を有する児童・生徒である。
5 交通費の付添人経費で「付添中」は、幼児、児童又は生徒に付添っている場合であり、「付添いのため」は、幼児、児童又は生徒送迎のため保護者が単独で往復する場合である。
6 特別支援学級の交通費のうち職場実習費については、中学校が対象である。
7 高等部の学用品・通学用品購入費のうち、「ICT」はICT機器購入費（加算分）である。
8 小学校の学校給食費については、給食費負担軽減交付金の対象とされている者は対象外である。